（別記様式第1号）

計画作成年度	令和7年度
計画主体	綾町

綾町鳥獣被害防止計画

＜ 連 絡 先 ＞

担 当 部 署 名　　綾町農林振興課

所　　在　　地　　綾町大字南俣1128番地

電　話　番　号　　0985－77－0100

ＦＡＸ番号　　0985－77－0962

メールアドレス　　nourinshinkou@town.aya.lg.jp

（注）1　共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と 記入する。

2　被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	イノシシ、シカ、サル、アナグマ、カラス、カワウ、ヒヨドリ、ドバト、アライグマ、タヌキ
計 画 期 間	令和8年度～令和10年度
対 象 地 域	宮崎県綾町

（注）1　計画期間は、3年程度とする。
　　2　対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状（令和　6　年度）

鳥獣の種類	被 害 の 現 状		
	品　　目	被 害 数 値	
		面 積（ha）	金 額（千円）
イ ノ シ シ	水　　稲	0.71	819
	合　　計	0.71	819
シ　　カ	野　　菜	0.06	264
	合　　計	0.06	264
サ　　ル	果　　樹	0.18	1,024
	野　　菜	0.05	209
	合　　計	0.23	1,233
ア ナ グ マ	果　　樹	0.04	227
	合　　計	0.04	227
ヒヨドリ・カラス	果　　樹	0.10	568
	野　　菜	0.30	1,088
	合　　計	0.40	1,656
カ ワ ウ	魚　　類	水産被害	300
	合　　計	0.00	300

（注）　主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2)被害の傾向

<table>
<tr><td>
・イノシシ　水稲、甘藷等への食害が確認され、被害額は増加している。

・シカ　平地の農地での人参の食害が確認されており、前年度に比べて里山から下りてくるシカの数が増加しており、被害額は増加している。

・サル　令和5年度は目撃情報が少なかったが、令和6年度は果樹生産地区を中心に被害が多く確認された。はこ罠等での捕獲は昨年より多かったが、大型、中型の捕獲わなの仕組みを学習してしまい効率的な捕獲が難しい状況にある。

・アナグマ　近年では市街地での目撃が多数寄せられている。家庭菜園のとうもろこしや柑橘類での被害が多くなっており、小型のはこ罠を設置するなど対策を行っている。空き屋や倉庫に住み着く個体が年々増加しており、他の部署との協力も必要になってきている。

・ヒヨドリ　令和5年度に比べると、飛来数が多く、被害が増加した。気象要因と考えられるが、次年度以降は飛来前の早期対策が必要と考えられる。

・カラス　これまでは畜産関係の被害報告が挙げられていたが、令和5年度は日向夏への被害がでた。音での脅しに期待された効果は得られていない。
</td></tr>
</table>

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3)被害の軽減目標

指　　標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）〔10%削減〕	
	面積（ha）	金額（千円）	面積（ha）	金額（千円）
イノシシ	0.71	819	0.63	737
シカ	0.06	264	0.05	237
サル	0.23	1,233	0.20	1,109
アナグマ	0.04	227	0.03	204
ヒヨドリ・カラス	0.40	1,656	0.36	1,490
カワウ	0.00	300	0.00	270

(注)1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課　　題
捕獲等に関する取組	・被害状況を調べ、有害鳥獣捕獲班と連携して、銃やわなを用いた捕獲を実施。有害鳥獣捕獲班は、対象鳥獣及び捕獲方法により班を編成し、熟練した者を班長として、班捕獲を実施している。 また、捕獲鳥獣については埋設処分等により適切に処理する。	・捕獲に従事する捕獲班員には、普段仕事をしている週末ハンターも多く、迅速に対応することができる捕獲班員に限りがある状態が続いている。
防護柵の設置等に関する取組	・町の補助事業を活用した電気防護柵、侵入防止柵の設置を推進し、可能な限りの自主防衛の体制整備を図っている。	・定期的な草刈り等が必要になるため、管理が不十分な場所がみられる。
生息環境管理に関する取組	・再生協議会等と連携し、田んぼの草管理や放任果樹の撤去依頼等の獣を呼び寄せる原因となるものを理解してもらい、呼びかけを実施している。	・農家の離農に伴う耕作放棄地の増加が後をたたない状況が続いており、潜み場となっている。

(注)1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
3「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動について記入する。
4「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について、記入する。

(5)今後の取組方針

有害捕獲パトロールを行い、猟犬を使った追い払いや防護柵の改善・修繕指導を行う。また、ロケット花火によるサルの追い払いを実施してきたが、効果が薄れてきたため、別の現場対応手段を模索する。 中・小型獣の住宅地での出没が増加しているため、専用はこ罠の導入を継続し、捕獲体制の維持・強化を行う。 食肉の利活用を推進し、衛生管理の徹底、販売体制の確立を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

綾町有害鳥獣対策協議会内に設置している有害鳥獣捕獲班に捕獲を依頼。 カラス捕獲のための大規模捕獲はこ罠とアナグマ捕獲のための小型箱わなについては、綾町職員で組織している鳥獣被害対策実施隊が運用を行う。 また、更なる捕獲の推進を図るため、各関係機関と協議を行い、ライフル銃での捕獲も行う。

(注)1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2)その他捕獲に関する取組

年　度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ シカ サル	わな猟による捕獲を推進し、捕獲従事者の負担を軽減するとともに、ベテランハンターによる効果的なわなの設置講習を行い、捕獲技術の向上を図る。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
個体数の減少のためには相当数の捕獲を行わなければならないが、有害鳥獣捕獲班員も高齢化の影響で減少しているため、イノシシ・シカ・サルについては令和6年度までの捕獲実績をベースに設定し、その他鳥獣については被害報告件数などから現在考えうる最大限の捕獲頭数を設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対　象　鳥　獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イ　ノ　シ　シ	250	250	250
シ　　カ	200	200	200
サ　　ル	20	20	20
カ　ラ　ス	200	200	200
ヒ　ヨ　ド　リ	200	200	200
カ　ワ　ウ	10	10	10
ド　バ　ト	50	50	50
ア　ラ　イ　グ　マ	1	1	1
ア　ナ　グ　マ	50	50	50

捕獲等の取組内容
銃及び罠を用いて、町内全域において通年捕獲を実施する。 また、町や県の狩猟免許取得促進事業を活用し、担い手の確保に努める。

(注)1　わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
　2　捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
更なる捕獲の推進を図るため、関係機関と協議し、見晴らしのよい場所に限りライフル銃を使用する。

(注)1　被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

　2　特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4)許可権限委譲事項

対　象　地　域	対　象　鳥　獣
なし	

(注)1　都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する。(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
　2　対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整　備　内　容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	電気柵　700m	電気柵　700m	電気柵　700m
シカ	ネット柵	ネット柵	ネット柵
サル	金網柵	金網柵	金網柵

(注)1　設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
　2　侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2)侵入防止柵の管理等に関する取組

対 象 鳥 獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イ ノ シ シ	電気防護柵等の柵が整備してある地域において、定期的な草刈りや見回り等を行うよう指導し、適切な柵の維持管理ができるようにする。	電気防護柵等の柵が整備してある地域において、定期的な草刈りや見回り等を行うよう指導し、適切な柵の時事管理ができるようにする。	電気防護柵等の柵が整備してある地域において、定期的な草刈りや見回り等を行うよう指導し、適切な柵の時事管理ができるようにする。
シ カ			
サ ル			

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和8年度	イノシシ シカ サル	被害防止に関する知識を農家へ学習する場を地区ごとで設け、獣害についての理解、基礎的知識の醸成を図る。
令和9年度	イノシシ シカ サル	被害防止に関する知識を農家へ学習する場を地区ごとで設け、獣害についての理解、基礎的知識の醸成を図る。耐用年数の切れる防護柵が発生する年度であるため、現状にあったルートへ再度設置する。
令和10年度	イノシシ シカ サル	被害防止に関する知識を農家へ学習する場を地区ごとで設け、獣害についての理解、基礎的知識の醸成を図る。耐用年数の切れる防護柵が発生する年度であるため、現状にあったルートへ再度設置する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
中部農林振興局	連絡調整、情報の発信、初期対応
綾町	連絡調整、情報の発信、初期対応
猟友会	有害鳥獣捕獲体制の整備・協力、捕獲活動
警察	緊急時における有害鳥獣捕獲活動協力

(注)1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2)緊急時の連絡体制

中部農林振興局　－　綾町農林振興課　－　警察 ↓ 猟友会　－　鳥獣保護管理員

（注）　緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

現場での埋設処理等。

（注）　適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1)捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	必要に応じて食肉加工施設等を整備する。
ペットフード	
皮革	
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

（注）　利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2)処理加工施設の取組

(注)　処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3)捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

(注)　処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	綾町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役　　　　割
綾町役場	事務全般
宮崎県農業協同組合　綾町地区本部	農畜産物の被害状況調査
綾町猟友会	鳥獣捕獲・生息調査
綾漁業協同組合	水産業の被害状況調査
生産者組織	地区の被害状況調査
綾町議会	住民意見の集約
高岡警察署	銃所持等指導
宮崎森林管理署	国有林内の捕獲指導
鳥獣保護管理員	鳥獣の保護と管理の調整

(注)1　関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2　役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。
3　協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(2)関係機関に関する事項

関係機関の名称	役　　　　割
中部農林振興局	技術指導(被害防止対策)

(注)1　関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2　役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3　協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年3月1日設立。 町長が任命した町職員5名により結成され、被害防止策の普及・啓発や有害鳥獣の捕獲等に併せて、狩猟者の確保・育成を行う。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。